

閱覽用

令和2年5月21日

第5回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第5回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年5月21日(木) 午後2時02分から午後3時21分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (18名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
<del>16番 三浦 喜周</del>	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (17名)

20番 佐藤 一男	<del>21番 佐久間 敏</del>	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	<del>28番 石川 重彦</del>
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

#### 4 欠席委員

農業委員(1名)

16番 三浦 喜周 委員

農地利用最適化推進委員(2名)

21番 佐久間 敏 委員、28番 石川 重彦 委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用  
施設等の届出について
- 第4 議案第36号 現況確認証明申請について
- 第5 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計  
画の承認について(利用権貸借)
- 第9 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計  
画の承認について(所有権移転)

第10 議案第42号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に  
対する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第5回二本松市農業委員会を開  
会いたします。

（宣告 午後2時02分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、18名、推進委員19名中、17名で定足  
数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、16番三浦喜周委員、21番佐久間敏委員、28番石川重彦委員から  
欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則  
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ  
くことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、7番根本信康委員、10番馬場利正委員  
の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第3、報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、農業用施設等の届出があったので報告する。

令和2年5月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXより、昭和60年

頃に建築した農業用倉庫について、農地法施行規則第29条第1項第1号に規

定する農業用施設等の届出がありましたので報告いたします。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

以上で報告第2号についての報告を終わります。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第4、議案第36号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第36号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年5月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積・261㎡、所有者・XXXXXXXXXX、非農地の事由・30年以上耕作しておらず、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（馬場利正）委員 議案第36号1番についての現況確認の報告をいたします。

5月1日、伊藤委員、遊佐委員、事務局から野地係長、遊佐さん、私と5人で現地調査をいたしました。内容については、事務局説明の通りであります。

調査の結果、現況は山林化しており、また、他の農地への影響がないものと判断しまして非農地であると判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第36号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第36号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第5、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書5ページをご覧ください。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年5月21日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1から議案書7ページの番号9までにつきましては、申請事由が同一でありますので一括説明いたします。いずれも譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、所有権を移転しようとするものであります。

番号1、譲渡人・          、譲受人・          、番号2、譲渡人・          、  
譲受人・          、番号3、譲渡人・          、譲受人・          、番号4、  
譲渡人・          、譲受人・          、番号5、譲渡人・          、譲受人・  
          、番号6、譲渡人・          、譲受人・          、番号7、譲渡人・            
          、譲受人・          、番号8、譲渡人・          、譲受人・          、番号  
9、譲渡人・          、譲受人・          であります。

番号1から番号7及び番号9につきましては、申請地を売買により所有権移転、番号8につきましては、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

次に、議案書8ページをご覧ください。



番号10につきましては、設定人・[REDACTED]、被設定人・[REDACTED]  
[REDACTED]であります。被設定人が営農型発電を行うにあたり、地上高1.8mから3.5mに区分地上権設定をするものであります。なお、区分地上権設定には、民法の規定により農地法第3条の許可が必要となります。

番号11、番号12につきましては、申請人・[REDACTED]と[REDACTED]が、自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第37号番号1について調査内容を報告いたします。

5月15日、午前10時30分に現地にて、譲渡人の[REDACTED]さんと譲受人の[REDACTED]さんから、大石推進委員と私で調査を行いました。内容は、事務局の通りです。調査結果、特に問題がないため、許可適当と考えるので、皆さまのご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第37号番号2について調査内容を報告いたします。5月17日、午前10時30分より現地にて、譲渡人の[REDACTED]さんと譲受人の[REDACTED]さんから遊佐幸吉推進委員と私で現地調査を行いました。内容は事務局の通りです。調査の結果、特に問題がないため、許可適当と考えるので、

皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

23番（平 義一） 委員 議案第37号3番と4番が私の担当ということで続けて説明させていただきます。

5月16日、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さん、そして私と農業委員の佐藤勝則さんの4名で現地で現場を確認し調査を行った結果、先ほどの事務局説明の通りで間違えございませんでしたので許可適当と判断いたしました。

続いて、4番につきましても、5月16日に譲渡人である■■■■さんにつきましては、高齢であるということで老人ホームに入所されておられるということで、行政書士である■■■■さんに電話で確認し、譲受人の■■■■さんにつきましては、現地で聞き取り調査確認をいたしました。先ほどの事務局の説明の通りで、問題ないということで許可適当と判断いたしました。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

34番（松本正典） 委員 議案第37号の5番、6番、7番、8番について調査内容を報告いたします。

まず始めに、5番でございますけれども、5月17日に農業委員の佐藤勝則さんと2名において、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんと現地にて話を伺いました。その結果、事務局説明のとおりでございます、なお2人から確認したところ間違いはないということで、私としては、許可適当と思われまので、みなさんのご審議よろしくお願ひします。

続きまして、6番でございますが、5月17日の午前中になりますが、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さん、両者と農業委員の佐藤勝則さんと現地にて内容を報告いたしました。事務局の説明通りでございますので、特に問題なく、私としては許可相当と思われませんが、皆様方のご審議をよろしく願いしたいと思います。

続きまして、7番、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんと5月17日の午前中に農業委員の佐藤勝則さんと現地にて話を伺いました。内容につきましては、事務局説明の通りでございますので、特に問題なく、私としては許可相当と思われませんが、皆様方のご審議をよろしく願いしたいと思います。

続きまして、8番になりますけど、5月15日に譲渡人の■■■■さんが遠くにお住いということで電話で確認したところ、間違いないということと、それから■■■■さんについても以前に調査をしたところでありましたので、電話で確認いたしまして、内容につきましては事務局説明の通りでございます。農業委員の佐藤勝則さんとお話を伺いながら特に問題ないということで、私としては許可相当と思われませんが、皆様方のご審議よろしく願いしたいと思います。以上です。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第37号9番について調査結果を報告いたします。

5月17日、■■■■さんと■■■■さん、遠藤伝栄推進委員と私の4名で現地に行って確認いたしました。内容については、事務局説明通りで何ら問題

ないと思います。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

18番（菅野保治）委員 議案第37号番号10番について調査内容の報告をいたします。

5月17日、午後3時より佐藤推進委員と貸付人の■■■■さんと現地において話を伺いました。■■■さんの方は相手側の要望のために地上権設定をするわけで、その下には野菜等作る話でありました。また借受人の■■■さんとは電話にて話を伺い、事務局説明の通りであると言っておられましたので、私は許可適当であると思います。皆様方の審議よろしくお願ひいたします。以上です。

9番（武藤一夫）委員 議案第37号番号11番、12番についてご説明申し上げます。

3条の交換移転ということであります。去る5月17日午後1時半から現地にて譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さん、また、立場逆として譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さん、それぞれに現地にてお話を伺いました。面積が若干違うなという感じはあったのですが、■■■さんのところで、住宅の裏ということ宅地が続いた所ということで利便性を考えて、そういった条件になったということでございます。内容は事務局説明の通り、調査結果特に問題は無かったということで許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第37号1から12について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第37号1から12については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第6、議案第38号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第38号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和2年5月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・XXXXXXXXXX、事後申請となります。昭和58年以前より使用していた通路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模

の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、申請人・[REDACTED]、事後申請となります。昭和48年より使用していた通路及び転回・駐車スペースが違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3、申請人・[REDACTED]、現在の宅地では駐車場が不足するため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号4、申請人・[REDACTED]、一時転用となります。周辺の道路より低い農地の利便性を良くするため農地改良を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、

第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、申請人・[REDACTED]、一時転用となります。周辺の道路より低い農地の利便性を良くするため農地改良を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第38号番号1について、調査内容をご報告いたします。

5月17日に推進委員・安齋浩一さんと共に申請人の[REDACTED]さんから内容を聞き取り現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。父親の代から農地の一部を通路に使用していたということで顛末書が提出されております。調査の結果、営農には必要な通路なので、今回はやむを得ず許可をすると判断いたしましたので、皆様のご審議よろしく願います。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 議案第38号2と3について聞き取り調査の内容をご報告をいたします。

5月16日、夕方5時から推進委員の平委員と申請者の[REDACTED]さんと現地

で聞き取り調査並びに現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局説明の通りであり、親の代から[ ]については、そこに物置を作って、[ ]については、自分の住宅への通路であったということが今回分かったということで申請が出されており、調査の結果、違反状態ではあったのですが、違反転用の内容は認められる範囲であり、顛末書により今後は農地法を遵守する確約もしておることから、今回の申請はやむを得ず認める事が出来るものと判断いたしました。

続きまして、3番について同じく申請人の[ ]さんと同じく同日同時間において現地を確認いたしました。これは、家族が増えて駐車場が大分狭くなり今回の申請に至ったということで、何ら問題なく許可相当と思われしますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

18番（菅野保治）委員 議案第38号4と5について、調査内容のご報告いたします。

5月17日午後3時半より、佐藤推進委員と申請人の[ ]さんと現地において話を伺いました。この畑は脇に市道は通っておるわけですが、大分低く窪地にあるため許可相当であると判断いたします。

番号5については、申請人の[ ]さんは、[ ]さんの畑のちょうど間にあるということで、一緒に一時転用するということであり許可相当であると判断いたしました。皆様方の審議をよろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。



これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第38号1から5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第38号1から5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第7、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和2年5月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲渡人・■■■■・■■■■、譲受人・■■■■、譲受人は共同住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に一般住宅

を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第二種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、物置として使用しているコンテナの保管場所および貸駐車の数地として計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第二種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号3、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、母親との同居を考え、申請地に二世帯住宅を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の商業地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号4、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、借受人は実家に住んでいますが、子供の成長を考え、申請地に一般住宅を計画します。汚水は浄化槽を設置し既存側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]・[REDACTED]、借受人は実家に住んでいますが、子供の成長を考え、申請地に一般住宅を計画します。汚水は浄化槽を設置し既存側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10

ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号6、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、借受人は実家に住んでいますが、子供の成長を考え、申請地に一般住宅を計画します。汚水は浄化槽を設置し既存側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号7、設定人・[REDACTED]、被設定人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、太陽光発電事業により農家の安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書14ページから16ページにかけてご覧ください。

番号8、譲渡人・[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、宅地需要の多い申請地に宅地分譲を計画します。住宅建築時の汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第1種住居地域にありますので、

第3種農地と判断されるものであります。

番号9、貸付人・[REDACTED]、[REDACTED]、借受人・[REDACTED]・[REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、二本松市への事業拡大を図るため申請地に店舗設置を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の近隣商業地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号10、貸付人・[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]  
[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED]、事後申請となります。平成28年より使用していた資材置場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書18ページをご覧ください。

番号11、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED]、土木建設工事の需要増加に伴い資材置場が不足しているため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであり、例外的に許可する

ことができると判断されるものであります。

番号12、設定人・[REDACTED]、被設定人 [REDACTED]  
[REDACTED]、太陽光発電事業により農家の収入増が見込めることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号13、設定人・[REDACTED]、被設定人・[REDACTED]  
[REDACTED]、太陽光発電事業により農家の安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号14、設定人・[REDACTED]、被設定人・[REDACTED]  
[REDACTED]、再生可能エネルギーの導入推進及び土地の有効活用の観点から申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書19ページから20ページにかけてご覧ください。

番号15、貸付人・[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人・[REDACTED]  
[REDACTED]、一時転用となります。道路改良工事に伴い工事用道路及び仮設事務所等が必要となるため計画します。汚水の発生

はありません。農地区分について、[ ]は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断され、[ ]、[ ]、[ ]及び[ ]は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号16、設定人・[ ]、被設定人・[ ]、[ ]、太陽光発電事業により農家の安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号17、貸付人・[ ]、借受人・[ ]、借受人は集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画するものです。汚水は浄化槽を設置し既存側溝へ排水します。農地区分について、申請地は500メートル以内に公共施設（東和支所）があるため、第2種農地の公共施設近距離区域内農地と判断されるものであります。

番号18、譲渡人・[ ]、[ ]、譲受人・[ ]、事後申請となります。店舗及び施設用地の購入に伴い平成11年頃から使用していた進入路が違反転用状態であった事が判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当します

ので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書22ページをご覧ください。

番号19、設定人・[REDACTED]、[REDACTED]、被設定人・[REDACTED]

[REDACTED]、太陽光発電事業により農家の安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第39号番号1について調査内容をご報告いたします。

5月17日午前11時より現地にて、行政書士の[REDACTED]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、譲受人の[REDACTED]さんからは電話にて確認し、内容に間違いはないということでした。内容は事務局説明の通りです。調査結果、第3種農地であり特に問題ないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第39号番号2について調査内容を報告いたします。同じく、5月17日午前11時に現地にて行政書士の[REDACTED]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[REDACTED]さん、譲受人の[REDACTED]

■さんからは電話にて確認し、内容に間違いがないということでした。内容は事務局説明の通りです。調査結果、第3種農地であり特に問題ないため許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第39号番号3について調査内容をご報告いたします。5月15日午前11時に、現地にて譲受人の■さんから大石推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の■さんと■さんは親子関係であります。内容は事務局説明の通りです。調査結果、第3種農地であり特に問題ないため許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

6番（齋藤弘美）委員 議案第39号番号4について調査内容をご報告いたします。

貸付人の■さんと借受人の■さんは親子ということで父親の■■さんから内容を聞きとり、5月17日に推進委員の安齋浩一さんと共に現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、周りの農地に影響ないため許可適当と考えるので、ご審議よろしく申し上げます。

4番（佐藤勝則）委員 議案第39号番号5番、6番、7番について調査内容を報告いたします。

16日の夕方5時から貸付人の■さんと借受人の■さん、■■さんと■さんは親子でありまして、転用につきましては事務局説明の通りであり、何ら問題なく許可適当と思われまますので、皆様のご審議よろしく



お願いいたします。

引き続きまして、番号6番、貸付人の[ ]さん、借受人の[ ]さんは親子でありまして、17日の午前10時から大平の松本推進委員と共に現地にて確認並びに聞き取り調査を行いました。転用理由につきましては、事務局説明の通りで、何ら問題なく許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、番号7番、貸付人の[ ]さん、借受人の[ ]の[ ]の[ ]にお越しいただきまして、午前11時から松本推進委員と共に現地確認並びに聞き取り調査を行いました。転用理由につきましては事務局説明の通りでありまして、第2種農地ということもあり許可相当と思われますので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

13番(安齋 栄)委員 議案第39号番号8, 9について調査内容を報告いたします。

まず番号8について、去る18日午後、推進委員の遊佐一夫氏と共に譲渡人の[ ]氏、[ ]氏、[ ]氏、及び借受人の[ ] [ ] [ ]氏から聞き取り及び現況調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。なお譲渡人の[ ]氏、[ ]氏は当日都合が悪く、電話での確認です。また、[ ]氏については借受人と同じ住所であります。調査の結果、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

次に、番号9について、同じく18日の午後、遊佐一夫推進委員と共に、貸



■■■■ ■■■■ ■■■■さん、同一人物であります。5月16日に  
■■■■さんにご都合確認しましたところ、5月17日の番号10の案件の終  
了後に連絡しますから、それでいいですかということで確認して大内推進委員  
と現地地へ行って、■■■■さんと議案書・案内図を持って現地を確認しましたと  
ころ、何ら問題ないということをご報告させていただきます。皆様のご審議をよ  
ろしくお願いいたします。以上でございます。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第39号の12、13、14番について調  
査結果をご報告いたします。

12番については、17日の午前9時に現地にて■■■■さんと遠藤伝栄  
推進委員と3人で確認いたしました。■■■■さんとは電話にて確認い  
たしました。内容については事務局説明の通りで、何ら問題ないと考えており  
ます。

13番について、17日午前10時、現地にて■■■■さんの息子さんと遠  
藤伝栄推進委員と私と、■■■■は■■■■さんと■■■■さん2名お出でになって現  
地を確認いたしました。内容は事務局説明の通りで何ら問題ないと思います。

14番については、5,000㎡を超える大規模転用ということで、岩代地  
区の推進委員と農業委員の方7名と事務局から2名、■■■■ ■■■■  
さんは来れないということで、■■■■から4人の方が来て説明をして  
くれました。内容については事務局説明の通りで何ら問題ないと思います。皆  
さんのご審議よろしく申し上げます。

8番（安齋喜八）委員 議案第39号15番、16番についてご説明申し上げます。

15番は、道路改良工事に伴う一時転用ということで貸付人の■■■■さん本人、■■■■さんは入院していますので息子さんの■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんの4名で、近くなので現地で立ち会っていただきました。■■■■のほうは担当の■■■■さんに立ち会っていただきまして、5月14日現地を確認しまして、国道459号の道路改良工事に伴いまして進入路がないんだということで、やむを得ないではないかと、一時転用ですので許可相当と思われます。よろしく申し上げます。

それから16番の太陽光発電敷地なんですが、事務局説明の通り問題ございません。17日9時から■■■■さんと■■■■さんに現地にて立ち会ってもらいまして、何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

18番（菅野保治）委員 議案第39号番号17について調査内容を報告いたします。

5月17日午後4時より佐藤推進委員と共に、貸付人の■■■■さんは高齢のため、息子さんの■■■■君と共に現地において話を伺ったところ、事務局説明の通りであり、許可相当と判断いたしました。なお、借受人の■■■■さんとは電話にて話を伺い、事務局説明の通りであり何ら問題なく許可相当であると判断いたしました。皆様方の審議よろしく願いいたします。以上です。

11番（武藤栄利）委員 議案39号番号18について調査内容をご報告いたします。

5月16日、石川推進委員と私とで現地にて譲受人の■■■さん、譲渡人の■■■さんに話を伺い、また譲渡人の■■■さんは都合があり出席できませんでした。電話にて確認いたしました。今回、所有権移転に対し、顛末書が3者連名で出ております。只今、事務局の説明の通り、問題なく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

9番（武藤一夫）委員 議案39号19番について説明申し上げます。

去る5月17日、推進委員の菅野正寿さんと私とで、貸付人の■■■さん、同じく■■■さん、借受人の■■■の■■■担当ということで■■■さんと■■■さんに立ち合いに来ていただき現地を確認して参りました。内容については、事務局説明の通り、特に問題なく許可相当と考えて参りました。その中で、一つ気になったことがございまして申し上げますが、■■■さん経営移譲年金をいただいている立場で、その中で、年金をいただいている以上、貸し付けてしまうと年金が減らされてしまうという事を後で知ったという話を聞きまして、年金については微妙なところがあるので、あらかじめ周知してやらないと問題も出てくるのかなとは考えましたが、長い目で見れば何とかなるという話でした。以上のように申し上げますが、何ら問題なく許可相当ということで、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第39号1から19について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第39号1から19については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第8、議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書23ページをご覧ください。

議案第40号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年5月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、5月29日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書40ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区42筆64,639㎡、安達地区26筆34,953㎡、東和地区20筆34,983㎡、合計88筆、134,575㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の11件について申し上げます。

議案書25ページをご覧ください。

番号6、1筆、地目・田、面積・2,345㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間XXXXXXXXXX円。

議案書27ページをご覧ください。

番号10、4筆、地目・田、面積・8,749㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、農地の名義はXXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・3年、賃借料は10アール当たり年間XXXXXXXXXX円。

議案書31ページをご覧ください。

番号20、1筆、地目・田、面積・1,896㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間XXXXXXXXXX円。

議案書32ページをご覧ください。

番号21、6筆、地目・田、面積・5,919㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、

農地の名義は [ ] については [ ]、それ以外の5筆は [ ]、設定を受ける者・ [ ]、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間 [ ] 円。

番号22、1筆、地目・畑、面積・3,596㎡、設定する者・ [ ]、設定を受ける者・ [ ]、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間 [ ] 円。

番号25から議案書35ページの番号30までの6件については、農地中間管理機構への利用権設定となります。設定を受ける者は、国から農地中間管理機構として県内で唯一承認を受けている公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸となりますので、設定を受ける者以外の部分についてのみ朗読説明させていただきます。

番号25、2筆、地目・田、面積・2,777㎡、設定する者・ [ ]、期間・9年7ヵ月、賃借料は10アール当たり年間 [ ] 円。

議案書34ページをご覧ください。

番号26、3筆、地目・田、面積・3,499㎡、設定する者・ [ ]、農地の名義は [ ]、期間・4年7ヵ月、賃借料は10アール当たり年間 [ ] 円。

番号27、3筆、地目・田、面積・4,252㎡、設定する者・ [ ]、農地の名義は [ ]、期間は4年7ヵ月、賃借料は10アール当たり年間 [ ] 円。



番号28、2筆、地目・田、面積・3,592㎡、設定する者・[REDACTED]、  
期間は4年7ヵ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

番号29、2筆、地目・田、面積・2,044㎡、設定する者・[REDACTED]、  
期間は9年7ヵ月、使用貸借。

番号30、1筆、地目・畑、面積・6,640㎡、設定する者・[REDACTED]、  
農地の名義は[REDACTED]、期間は19年7ヵ月、賃借料は10アール当たり  
年間[REDACTED]円。

利用権設定の番号1から30の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法  
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第40号1から30について原案のとおり承認することに賛成の委員は  
挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第40号1から30につい  
ては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 所有権移転」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書36ページをご覧ください。

議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年5月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、5月29日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書40ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、二本松地区1筆2，288㎡の計画内容でございます。

議案書36ページをご覧ください。

番号1、譲渡人・XXXXXXXXXX、譲受人・XXXXXXXXXX、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

所有権移転の番号1の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第41号について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第41号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第42号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書37ページをご覧ください。

議案第42号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和2年5月21日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第40号で決定をいただきました農地中間管理機構

である福島県農業振興公社と、番号1、番号2、番号3が[REDACTED]、番号4が[REDACTED]、番号5が[REDACTED]、番号6が[REDACTED]との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第42号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第42号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第5回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時21分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年5月21日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 根本 信康

署 名 委 員 馬場 利正